

第7回世田谷区農業委員会総会

日：令和6年2月29日（木）

場所：三軒茶屋分庁舎5階オリオン

第7回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和6年2月29日（木）午後4時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎5階オリオン

出席の委員：会長 宍戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、高橋光正、清水希悦、高橋哲也、苅部嘉也、井出孝行、細井誠一、長島丈、吉村喜代隆、後藤宏、池田鏡一、植松智、森安一、本橋延隆、高橋拓司、矢藤茂、高橋弘行、羽田圭二、真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 黒岩さや香、事務次長 松下順彦、主事 関智秋、主事 藤田遼二
都市計画課長 松本賢司、都市計画担当係長 柿澤 顕司、都市計画課主任 真田 博美

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当なし】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について 【該当なし】
 - ・農地法第5条について 【該当なし】
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・特定農地貸付法に基づく承認申請について
 - ・都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請について
5. 協議事項
 - (1) 生産緑地地区の新規・追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて（依頼）
 - (2) 令和6年4月の総会日程（案）と令和6年度総会開催予定について
 - (3) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
 - (4) 令和5年度世田谷区農業委員会活動指針の評価及び令和6年度世田谷区農業委員会活動指針（案）について
資料No.8
6. 報告事項
 - (1) 東京都市計画生産緑地地区の変更について（報告）
 - (2) 特定生産緑地の指定・変更・解除の公示について（報告）
 - (3) ふれあい農園「たけのこ掘り」の開催について
7. その他
8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、ただいまより第7回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第3号議案の資料がNo. 1、No. 2、No. 3、No. 4となります。協議事項の資料といたしましてはNo. 5、No. 6、No. 7、No. 8、報告事項の資料はNo. 9、No. 10、No. 11となっております。本日、当日の資料はございませんので、以上となっております。資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、本日は、次第5の協議事項(1)にありますとおり、生産緑地地区の新規・追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについての協議がございます。また、次第6の報告事項(1)の東京都市計画生産緑地地区の変更について、(2)の特定生産緑地の指定・変更・解除の公示についての報告がございます。これらについては、関係人として、都市整備政策部都市計画課の職員から説明をさせていただく予定でありますので、ご承知おき下さい。

それでは、次第の2、会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 (会長挨拶)

それでは、第7回の農業委員会総会、本日は、審議事項が8件、そして協議事項、報告事項、その他を含めまして8項目ございますが、よろしくお願いいたします。では、始めさせていただきます。

それでは、議事に入ります前に、本日は全員が出席しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、本橋延隆委員、高橋拓司委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は、特例として、次第5の協議事項(1)生産緑地地区の新規・追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて及び次第6の報告事項(1)東京都市計画生産緑地地区の変更について、それから(2)の特定生産緑地の指定・変更・解除の公示についてから始めたいと思っております。

事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、本日は、関係人といたしまして、都市整備政策部都市計画課の職員が出席しておりますので、ご紹介をさせていただきます。

まず、松本都市計画課長。

○松本課長 松本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 担当の柿澤係長。

○柿澤係長 柿澤です。よろしくお願いいたします。

○事務局 真田主任。

○真田主任 真田です。よろしくお願いいたします。

○事務局 本件の説明に関する資料につきましては、会長からもございました資料No.5、No.9、No.10になりますので、ご用意をいただければと思います。

農業委員の皆様には、管轄地域の生産緑地の新規・追加指定に関する現地調査等にご協力をいただくこととなっており、まず、協議事項といたしまして、今年度の調査についてのご協力のお願いと説明を都市計画課からさせていただき、次に、昨年6月に開催された総会においてご協議をいただきました東京都市計画生産緑地地区の変更についてと、特定生産緑地の指定・変更・解除の公示について報告をしていただきます。

つきましては、世田谷区農業委員会総会会議規則第8条の規定による関係人の出席と発言について、議長の許可と委員の皆様のご同意をお願いいたします。

○宍戸会長 ただいま事務局から説明があった件について、世田谷区都市計画課職員3名の発言に同意をいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 異議なしということで、発言を許可いたします。

それでは、都市計画課より、次第5の協議事項(1)生産緑地地区の新規・追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

○松本課長 改めまして、皆様、こんにちは。都市整備政策部都市計画課長の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。また、本日は、発言のご許可をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、生産緑地地区に関して、協議事項が1件、報告事項が2件ございます。

まず、協議事項についてでございます。次第5、(1)生産緑地地区の新規・追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについてをご説明いたします。

恐れ入ります、資料No.5をご覧ください。生産緑地地区の新規・追加指定にあたりましては、都市計画法、生産緑地法、世田谷区生産緑地地区指定要領及び同細目に基づき、3ページのとおりの流れに従って指定等を行っていく予定でございます。来年度の新規・追加

指定の本申請に先立ちまして、農地地権者より相談を受けている農地の調査、立会いをお願いいたします。

調査対象農地につきましては、お手元、資料 2 ページの新規・追加予定箇所一覧をご覧ください。追加指定が通し番号 1 から 14 の 14 件、約 0.57ha、新規指定は 15 の 1 件、約 0.04ha、合計で 15 件、約 0.61ha となります。

4 ページ以降は、指定予定の区域図面となっております。

今後の予定といたしましては、3 ページに記載のとおり、立会いを 3 月に行いまして、速やかに庁内の検討会を開催いたします。その後、順次、都市計画決定の手続を進め、本年 7 月頃の本委員会総会に都市計画変更の内容についてご説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

次第 5 の協議事項(1)生産緑地地区の新規・追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについてご質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、質問がないようですので、協議事項(1)は依頼内容のとおり進めることを承認することといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 異議なしの声がございましたので、それでは、承認することといたします。

調査対象地の担当委員の皆様につきましては、農地の調査、立会いのご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次第 6 の報告事項(1)東京都市計画生産緑地地区の変更について及び(2)特定生産緑地の指定・変更・解除の公示について、都市計画課から説明をよろしくお願いいたします。

○松本課長 それでは、引き続きまして、6 の(1)、(2)につきまして、一括してご報告いたします。

まず、6 の(1)東京都市計画生産緑地地区の変更についてでございます。

恐れ入ります、資料 No. 9 の 23 ページの方をご覧くださいませでしょうか。令和 5 年度につきましては、記載のとおり、生産緑地地区都市計画変更の手続を進めてまいりました。昨年 7 月の農業委員会総会におきまして意見照会をさせていただき、回答をいただきました。

た本年度の生産緑地地区の変更につきましては、10月18日の世田谷区都市計画審議会の諮問を経て、10月25日に都市計画変更の告示をいたしました。

資料の内容は7月の総会のとおりと同じ内容でございますが、概要について簡単にご説明いたしますので、お手元の資料、2ページをご覧ください。1の種類及び面積でございます。区内の東京都市計画生産緑地地区は、今年度の都市計画変更によりまして482件から11件減少し、471件となります。総面積は約82.63haから約1.47haの減となり、約81.16haとなります。

次に、変更の内容についてご説明いたします。3ページの方をご覧ください。第2、削除のみを行う位置および区域の表についてでございます。削除を行う位置や面積を記載しております。生産緑地地区の面積は、都市計画上は10㎡単位で取り扱うため、面積の列の一番上の値には約と㎡を記載しておりますが、それ以降につきましては、約と㎡は省略しております。削除のみを行う生産緑地地区の箇所数は23件、合計面積は約1万9930㎡でございます。削除理由といたしましては、主たる従事者の方がお亡くなりになられたことや、告示日より30年経過したことによる行為制限の解除がなされたもの、生産緑地法第8条第4項による公共施設の追加によるものでございます。

次に、追加のみを行う地区でございます。4ページの第3、追加のみを行う位置および区域の表のとおりとなります。追加件数は12件、合計面積は約4130㎡でございます。なお、都市計画変更の箇所数及び計画図を添付しておりますので、個別箇所は後程ご覧いただければと思います。

東京都市計画生産緑地地区の変更についての報告は以上となります。

次に、6の(2)特定生産緑地の指定・変更・解除の公示についてのご報告をいたします。恐れ入ります、資料No. 10をご覧ください。

特定生産緑地制度は、生産緑地地区の指定告示から30年を迎える日より前に、買取り申出ができる期限を所有者等の申請により10年延伸する制度でございます。今回対象となる生産緑地は、平成5年10月25日に指定告示された生産緑地となりますが、特定生産緑地の指定手続として、令和4年4月から12月まで指定申請の受付を行ってきたところでございます。

特定生産緑地へ指定されるまでのスケジュールは、5ページをご参照下さい。現在、区内の生産緑地は、令和5年告示時点で全地区数は471地区、面積は約81.16haでございます。その内平成5年に指定された生産緑地は41地区、約3.95haで、生産緑地面積全体の約4.9%

となっております。平成5年指定生産緑地の特定生産緑地の申請受付分、令和4年受付につきましては、農地等利害関係人の同意が得られた33地区、約3.25haの申請がございました。本件分につきましては、令和5年7月28日の農業委員会総会で肥培管理についての意見照会をし、その結果、今回は申請のあった地区の全てについて良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められたため、令和5年10月18日の都市計画審議会の意見聴取を経て、令和5年10月25日に特定生産緑地の指定の公示を行い、農地等利害関係人へ指定の通知を発送しております。今回指定した箇所は、添付資料一覧のとおりでございます。令和5年10月25日付で公示を行った面積は、平成5年指定の生産緑地、令和5年告示日時点の内、約82.3%となっております。

なお、4ページの特定生産緑地の解除に記載しております生産緑地につきましては、公示後に相続等が発生し、生産緑地の買取り申出がなされたことや、国土調査による面積精査等があったため、都市計画上の生産緑地地区面積の変更を行うとともに、特定生産緑地の変更の公示を行ったものになります。

説明は以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

報告事項(1)と(2)についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

○真鍋委員 資料No.9で生産緑地が削除される訳ですが、この中で、公が買い取る予定があるというか、買い取った土地というのはあるんですか。

○松本課長 ご質問の公共の買取りの場所につきましては、資料3ページの第2、削除のみを行う位置および区域の番号551、世田谷区粕谷2丁目地内の2570㎡がこれに該当するものでございます。

以上です。

○真鍋委員 その1か所でございますか。

○松本課長 はい、その1か所でございます。

○真鍋委員 それで、ちょっと気になったのは、例えば755というのは祖師谷6丁目なんですけれども、これはちょっと地図がよく分かっていないので、都立祖師谷公園の計画予定地とは重複していないんですか。

○松本課長 重複しております。(※会議後確認の結果重複していないことが分かったので、第8回農業委員会総会にて訂正)

○真鍋委員 そうすると、都市計画の都市計画公園の予定地であるけれども、公、東京都

は買い取らないという形で削除になるということの解釈でいいんですか。

○松本課長 真鍋委員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○真鍋委員 都市計画で都市計画公園の予定地になっていて、しかも、都市計画で生産緑地では指定をしていて、買取り請求を出しても、その整備をするはずの都市計画を決定した東京都が買い取らなければ、それは宅地化されるだけで、また事業認可が下りたら、それは新築、建物も含めて買い取っていく訳ですよ。生産緑地であるならば、そこは平地というか農地な訳ですけども。こういう先行取得制度というのは、もう全く東京都は感知していないんですか。

○松本課長 祖師谷公園につきましては優先整備区域を設けておりまして、確か私の記憶では仙川の周辺だったと記憶しているんですけども、こちらにつきましては、東京都と協議の上、そういった可能性はあるのかと思いますが、祖師谷の方につきましてはそういった区域に該当していないということもあって、なかなか東京都さんの方で手を挙げていただけないという現状はあるのかなと思っております。

以上です。

○真鍋委員 その後に、今言われたとおり都市計画決定は80数haされていて、それから、仙川沿いのところ20haぐらいが事業認可を受けている訳ですけども、それ以外のところ、都市計画の予定地で、買取り申請を出しても買わないので、みんな建て売り等、宅地化されていて、今度はそこに追加で事業認可が下りたら、また1軒1軒買っているという状況があるんです。これはやっぱり税金の無駄遣いだと思いますが、私たちもそれを指摘しなきゃならないですが、世田谷区の当局としても捉まえて問題意識を持ってもらいたいと思います。

以上です。

○松本課長 都市計画施設、公園に限らず道路でもそうなんですが、なかなか優先整備区域、もしくは優先整備路線の位置づけがない道路、公園について公共がどう取得していくのかというのは、財政当局も含めて課題であると認識しておりますので、今後も、引き続き区の中で検討していきたいと思っております。

以上です。

○宍戸会長 ほかに。

○吉村委員 すみません、この資料の中身のことでよろしいでしょうか。資料No.9の4ペ

ージなんです、一番上の〇〇というところが追加のみということで380㎡追加になっているんですが、その右のページ、上から3番目の〇〇ですが、変更前は590㎡で、追加が380㎡で、970㎡ということになるんですが、実は変更前の590㎡は〇〇なんですけれども、追加していません。親戚の〇〇という家が新規で生産緑地にしたはずなんですけれども、うちと同じ番号で追加になっちゃってよろしいのでしょうか。私自身も聞いていなかったんですが。

○柿澤係長 担当係長の柿澤です。

1団を構成する農地というのがあって、例えばお持ちの農地の面積とほかの方が持っている農地を1団として面積を記載しているの、今回、自分のところの面積に対して、追加があったことで全体として見れば面積が変わっているんですけれども、〇〇さんの方の面積は足してはいない、別のところで足して1団としての合計面積にしているということです。

○吉村委員 その地区内の生産緑地が増えたのでということで、所有者が違って関係ないということなんですね。

○柿澤係長 個別でそれぞれ番号を振っているのではなくて、1団で見ているという考え方でしています。

○吉村委員 ありがとうございます。

○宍戸会長 よろしいですか。

ほかにご意見がございましたら、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかに質問がないようですので、報告事項(1)と(2)については、報告のとおりといたします。

都市計画課の皆様には、今後とも区内農地の保全のためにお力添えをいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、都市計画課の皆さん、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

[都市計画課職員 退室]

○宍戸会長 それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(3)第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

初めに、相続税納税猶予に関する適格者証明願1件目について審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は、租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地について、農業委員会が証明をするというものでございます。

お手元の資料No.1をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容について説明) 以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました矢藤茂委員、調査結果の報告をよろしく願います。

○矢藤委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、願います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしく願います。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

続きまして、引き続き農業経営を行っている旨の証明願5件について審議いたします。

1件目について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 お手元の資料No.2-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明) 以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました本橋延隆委員、調査結果の報告をよろしく願います。

○本橋委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、願います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.2-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○長島委員 (委員より、調査内容について報告)

以上で報告を終わります。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

続きまして、3件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.2-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○池田委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、4件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.2-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明) 以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました矢藤茂委員、調査の報告をお願いいたします。

○矢藤委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、5件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.2-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明) 以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました森安一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○森委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明願を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の審議は終わります。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請1件について審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 特定農地貸付法ですが、前回でもご説明を申し上げましたが、地方公共団体、農協、農家、企業、NPO法人等が小面積の農地を市民農園として都市住民等に短期間貸し付けることができるよう、農地法の特例を定めた法律で、平成元年に成立しております。

今回は、区内の農家の方が自ら開設する市民農園についての申請となります。

資料No.3をご覧ください。第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請について。

(事務局より、申請内容について説明) 事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました矢藤茂委員、調査報告をお願いいたします。

○矢藤委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員賛成をいただきましたので、承認させていただきます。

以上で、特定農地貸付法に基づく承認申請の審議を終わります。

次に、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出1件について

て審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4をご覧ください。第3号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出について。

(事務局より、申請内容について説明)事務局からは以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査報告をよろしくお願いたします。

○細井委員 (委員より、調査内容について報告)

報告は以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしくお願いたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、承認させていただきます。

以上で、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出の審議は終わります。

これをもちまして、次第4の議案の審議は終わります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)については、先程協議を終えておりますので、(2)の令和6年4月の総会日程(案)について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.6、令和6年4月の総会日程(案)についてをご覧ください。

次回の総会の開催日時につきましては、令和6年3月28日木曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎3階大会議室での開催が決定しております。

令和6年4月の開催日時につきましては、4月30日火曜日午後2時から、会場は三軒茶屋分庁舎5階のオリオンでの開催を予定しております。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

○高橋（哲）委員 開始時間が2時からなのはどうしてですか。

○事務局 会場の都合がございまして5時以降が使えないもので、早めに始めさせていただきたいと思います。

○宍戸会長 ほかによろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 それと、もう採決は済んでいるんですが、3月28日の農業委員会総会なんですが、私は組合長の方の会合が急に入りまして、私は欠席で、職務代理の方をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

では、総会日程（案）については原案どおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○宍戸会長 それでは、案のとおりに決定いたします。

続きまして、(3)の生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.7、生産緑地の取得のあっせん依頼についてをご覧下さい。

本件は、先月の農業委員会総会にて、主たる従事者証明願についてご審議をいただき、証明書を発行した農地についての買取り申出となります。2月1日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区等に照会をかけましたが、買取り申出はないという結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上となります。

○宍戸会長 この件について質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 それでは、買取り希望等がありましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

次に、(4)の令和5年度世田谷区農業委員会活動指針の評価及び令和6年度世田谷区農業委員会活動指針（案）について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.8の令和5年度世田谷区農業委員会活動指針の評価及び令和6年度世田谷区農業委員会活動指針（案）についてご覧下さい。

本件につきましては、1月の総会に案をお示しいたしまして、2月9日までにご意見を伺うこととしておりました。しかし、特にご意見をいただけていませんので、原案どおりに東京都農業会議に報告をさせていただきたいと考えております。

1月の総会で説明させていただきましたとおり、資料No.8-1の方が令和5年度の世田谷区農業委員会活動指針の評価、1年間の評価を、資料No.8-2が令和6年度の活動指針(案)となっております。

なお、前回も申し上げましたが、活動指針の2、活動計画等、(3)に記載の農地面積は速報値での記載となっておりますので、確定値が出次第、修正をいたします。

いま一度ご確認をいただきまして、ご意見等がないようでしたら、原案のまま東京都農業会議に報告をさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 それでは、この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

○真鍋委員 資料No.8-2なんですけれども、改めてお尋ねしたいんですが、2ページ目のところに遊休農地の解消目標ということで遊休農地はない訳ですが、管内の農地面積(A)というところで、現状、令和5年8月、77.28ha、3年後の目標が76.31ha、6年後の目標が75.00haということで、減っていくのはやむを得ないと思うんでしょうけれども、この目標値、3年後、6年後というのは、どういう形で作られているんですか。

○事務局 農業振興計画の中にございますところに基づいて、抑制の計画ということにはなりますけれども、こちらに示させていただいている次第でございます。

○真鍋委員 そうすると、これまでもこういう形で目標農地の面積があった訳ですけども、これは過去もあって、それはやっぱり目標を達成できてきたのか、どんな状況なんだろうかと。

○事務局 実は、この遊休農地の解消目標に関しましては、令和5年度のこの指針から加わったものでございまして、この計画等々に盛り込まれたのは5年度からでございます。とはいえ、振興計画の方には、もちろんこの前の年度に関しても目標面積がございましたけれども、あいにく下回ってしまっている状況でございます。

○真鍋委員 もう1度改めて、この図だけではなく、そちらでお持ちでしょうけれども、一番直近のところの区内農地面積、それは生産緑地と宅地化農地も含まれているかどうかもあるんですが、一番直近のところでは生産緑地がどれぐらいあって、宅地化農地がどれぐらいあるかお分かりですか。教えてもらえればありがたいんですが。

○事務局 現在、農地調査の方で令和5年度については集計中でございますので、それが出次第、速報値から変えさせていただきますが、生産緑地面積は、先程都市計画課がご説明申し上げた資料の中に確か記載があるかと思えます。81.16haということになっております。

○真鍋委員 生産緑地のみですか。宅地化農地も入れて……。ちょっとすみません。

○事務局 生産緑地が81.16haでございます。

○事務局 ちょっと1つ補足させていただきますと、こちらに遊休農地の解消目標の中で管内の農地面積として書かれているものは、経営農地として10a以上の農地を農家基本調査で集計したものですので、生産緑地よりも少ない数字ということになっております。

○真鍋委員 生産緑地の81.16haが一番近いところ、出てくる数字だということで、宅地化農地は分かりませんか。

○事務局 宅地化農地の面積は、こちらで宅地化農地として把握している訳ではなくて、税務署が調べている課税状況の農地面積というのがございまして、そちらで農地課税されている農地の面積から、うちが把握している生産緑地の面積を引いたものの残りを宅地化農地であるだろうということで数字としては出していますが、今5.2haということです。

○真鍋委員 分かりました。

○宍戸会長 ありがとうございます。

ほかにご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、原案どおり、東京都農業会議に報告いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)と(2)につきましては、先程都市計画課より報告いただきましたので、(3)について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.11をご覧ください。ふれあい農園「たけのこ掘り」の開催についてご案内がございます。周知方法につきましては、3月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等でご案内をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、以上で次第6の報告事項を終了いたします。

続きまして、次第7のその他について何かございますでしょうか。

○事務局 事務局からは特にございません。

○宍戸会長 特にないようですので、以上で予定の案件は全て終了いたしましたので、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、閉会の挨拶を浦野美枝子職務代理よりお願いいたします。

○浦野会長職務代理者 (職務代理挨拶)

この議事録は、令和6年2月29日(木)開催の第7回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男